

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年7月13日（水）17:03～17:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

糸川 研也 一般財団法人ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団事務局
藤井 要 一般社団法人新経済連盟事務局

<事務局>

塩見 英之 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 歩行者天国の催事使用について
 - 3 閉会
-

○塩見参事官 それでは、ワーキンググループを再開させていただきます。「歩行者天国の催事使用について」ということで、これから的时间帯は提案者から提案内容についてのお話を承るということでございます。

今日は、ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団事務局、それから新経連の事務局にお越しいただいております。私どものほうに、この7月に随時受付けということで提案をいただいているものでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいましてありがとうございます。

それでは、早速御提案をお願いいたします。

○糸川氏 まず、簡単に私どもの主催者、ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団について、我々は5年前に東京お台場でお祭りを個人ベースで立ち上げまして、実行委員会形

式で、その後、ニューヨーク等々で開催しまして、2年前に財団法人化しました。

その中で、新たな会場として銀座を会場にできないかという構想を考えまして、銀座を実現するにはどうすればいいだろうというところで、この1年半ずっと動いてまいりました。

その中で、色々な障壁、そして意味不明な規制等が多々ありますて、これはもうびっくりというところで、新経連の会員でもありましたので、新経連を通じて色々提言をしたのですけれども、ほぼ暖簾に腕押し状態というところで、具体的に言えば、警視庁の通達1個のために何も進んでいないということが分かりました。

その銀座についても、本当にピンポイントなのですけれども、まず、こちらの「超観光立国」、新経連の3月の観光立国の提言の中でも同じように盛り込ませていただいたのですが、2ページです。「都市空間の魅力向上①（歩行者天国等での道路の活用）」ということで、私どもとしては、ちょうど皆さん御存じの、ホコ天になっている場所の三越前、2丁目から8丁目まで晴海通りを挟んでございますが、そこでイベント、ドリーム夜さらい祭りの銀座会場として開設したいというところで構想を立てております。

実際、警察等々色々伺って、具体的には警視庁が出ております通達がございまして、そこに「第11 歩行者天国における許可 警察署長は、原則として、慣習的な行事を除き、許可をしないものとする」と、この文言が書いてあります。つまり、新しいイベント、催事、祭りはほぼやってはいけないということで、一見警察署長の権限で出来そうな形は取っているのですけれども、実際一回もしたことはない。そして、地元の催事、地元の大通り商店街さえも、新しいイベントをしたいと思っても全然出来ない状態ということでございます。

事実、実際あそこでやっておりますのは、巨人軍のパレードとか、もしくはオリンピック祝勝パレード、あるいは関連イベントなのですけれども、つい最近、5月2日に東京都主催のオリンピック・パラリンピックの関連行事、車椅子のイベントをしたのですけれども、それもよく見たら5月2日は平日でございます。よくよく聞いてみたら、土日・休日は開催できないという警察のお達しにより、泣く泣く5月2日にしたと聞いております。実際不思議なことでございまして、休日になぜかしてはいけない。平日はホコ天ではないので、普通に道路使用許可を取れば何とか取れる状況なのですけれども、我々のそういうお祭り事、通常の感覚で言えば、平日に開催するわけにはいきませんので、参加者もおりませんし、普通はお祭り事は皆様休みの土日でございます。なぜかあべこべになっておりまして、そういう規制が銀座のみならず、現状ホコ天になっている場所、秋葉原、それから新宿通りも同じ規制をかけておりまして、今はやっていない状況でございます。

これについて、我々は、いわばこれから観光立国として海外のお客様を含めて、国内もそうなのですけれども、都市空間を利用して公共の広場を使いまして、そういう文化を育てるということを一つもされていないのだということが分かりまして、そこで新たに銀座を含めて、まずは通達を改正する、そこからしないと一步も動かないということで、歩

行者天国でも開催できる形式に通達を改正する。そして、色々なお祭り、催事、一気に来てしまいますので、段階的に、例えば、自治体との共催から始めて、お祭りもある程度選定していきながら、1年か2年、実証実験という形を取っていく。そうした中で、ノウハウが出来てきますので、歩行者天国のみならず、ほかの開催地域、例えば、都心の渋谷エリアとか、そういうところでもノウハウがたまっていきますので、都心全体をそういう車中心社会から歩行者中心、そしてイベントで盛り上げ、都心の都市空間を楽しく過ごしてもらうということが大事だと思っております。そういうことで、施策としてステップ1、ステップ2を掲げております。

ちなみに、次の3ページ、先ほど私どもの財団はニューヨークで開催と申し上げましたが、具体的に言いますと、ニューヨークの世界の中心、世界の交差点と言われるところ、タイムズスクエアで、2013年に日本人としては五十数年ぶりにお祭りごとを開催したと。50年前はクレージーキャッツが何かやったと聞きました。それぐらい日本人としては持ち込みは初めてだったのですけれども、それでもアウェーの私たちをニューヨーク市の方、ニューヨーク市が管理しておりますので、受け入れて開催を許可していただいたという事実がございます。ここも実際、半分は歩行者天国になっておりまして、イベント開催のための仕組みを既に整えております。ここはいわゆるBID、ビジネス・インプルーブメント・ディストリクト、ビジネス改善特区ですね。そういう形式にして、地元のタイムズスクエア・アライアンスの連盟と連携しながら、開催手続を進めていくということで、一応形式上は誰でも応募ができるような状況になっております。

理想はこの形が一番いいのでしょうかけれども、翻って、例えば、この銀座に関して言いますと、たまたま私ども、6月に中央区長下、区の幹部の方にお会いしまして、新しい動きを聞きました。中央区としても、この国家戦略特区を活用して銀座のホコ天の場所でイベントが出来るように何とかしたいというところで動いておりまして、今、関係省庁に相談をしているところだそうです。

なので、私どものお祭りを開催したいのは山々なのですが、もうちょっと待ってくださいと逆に言われまして、今、待っている状況であります。私たちとしても、ここまで関わってまいりましたので、いわば利用者側ではないですけれども、私たちでやれることがあるのではないかということで、今回御提案をさせていただいた次第でございます。

実際、中央区の構想によりますと、同じようにホコ天の通達を改正、解除して、逆に警察がイベントの協力体制を築く。そして、イベントの窓口は中央区の観光協会が窓口になって、イベントを管理していくという構想だそうです。我々もそこで仕組みが出来上がった暁には、中央区観光協会の協力のもと、そして警察の協力のもと、開催をしていくのかなとイメージはしております。なので、まずはこの通達改正、これに尽きると思います。

この部分は新経連のほうで。

○藤井氏 では、私のほうで、新経済連盟が提出した規制改革提案について御説明いたします。

これは特区の提案ということではなくて、規制改革推進室のほうでやっている規制改革の提案ですので、通達の削除という要望内容にはなっておりません。今、通達は一番下のほうに書いていますけれども、先ほど申し上げたとおり、「歩行者天国については、原則として、慣習的な行事を除き、許可をしない」という通達がある。

○八田座長 これは規制改革会議に提出をされたのですか。

○藤井氏 はい。これは既に提出をしております。

○八田座長 先ほどの中央区の区長と話されたのはいつですか。

○糸川氏 これは6月9日、私どもの財団が理事長と私、事務局の者で中央区役所に伺いました、伺ったお話をあります。

○八田座長 ということは、この意見が出たのは2月1日で、2月1日に規制改革会議に提出されたと。そして、中央区が関係省庁と相談し始めたのは、いつ頃なのでしょうか。

○糸川氏 具体的にはそこまで聞かなかったのですけれども、まだ動き始めた状況なのです。

○八田座長 新経連の後になるのか。

○糸川氏 おそらくそうでしょうね。去年、そういうことは聞いたことがないので。

○八田座長 新経連に対しての連絡は特になかったのでしょうか。

○藤井氏 それは特にはないです。そこは連動しているわけではなくて。

○糸川氏 中央区は中央区で、もう区役所独自で動いているみたいですね。それは別の話でございます。

○藤井氏 それで、この通達の規定を改正してほしいという理由のところを改めて説明させてください。通達の規定は以下の点で根拠がないと考える、と真ん中のほうに出ています。

一つ目が、原則不許可とされている点でございます。警察の御説明によりますと、歩行者天国は歩行者の安全確保のためのものであると。それはもっともだと思うのですけれども、安全確保が大事ということであれば、原則不許可というのはいかがなものか。と言いますのも、催事の種類によって、歩行者の安全に影響があるもの、ないもの、あるいはあるけれどもちゃんと適切な対応を取られれば問題ないもの、色々な催事があるわけでございます。それを十把一絡げにして一律不許可というのは根拠がない。つまり、安全性というものが大切だというのは、我々も完全に同意しますけれども、安全なものであれば認めることでなければおかしいのではないかというのが一つ。

もう一つが、例外が慣習的な行事に限られている点。通達に慣習的な行事を除きと書いていますけれども、これは意味がよく分からぬ点がありまして、正直申し上げて、既得権益の保護みたいな感じにしか見えないので、慣習的な行事だからといって、価値が高いとか、あるいは安全であるということは必ずしもないというのは当然のことだと思います。例えば、巨人軍のパレードをするにしても、車を使うわけですから、もちろん適切な措置が取られているから結果的に安全になっているかと思うのですけれども、慣習的な

行事が安全なわけではなくて、例えば、夜さ来い祭りのような踊ったりするものは、別に車を使うわけでもないですし、基本的には安全性に影響を与えるとは考えがたいものでございます。なので、慣習的な行事だから認めるとか、あるいは原則不許可とするというのは、安全性とは全く関係のないものを持ち出してきて、こういった実質的な規制になってしまっているということなので、そこは是非削除されるべきと。

あとは、この要望としては削除すべきと言っているのですけれども、実際やはり警察の方の権限というか、行政裁量の最たるもので権限が強いので、削除すれば万事うまくいくかというと、実際その署長様の権限は非常に強いので、必ずしもそれがうまくいくかという保証は正直ないのかなとも思っています。本当はむしろその裁量を縛るような規制を作つてほしい。つまり、安全性が確保されていて、例えば、社会的に価値があるとかいうものであれば、原則認めるとか、そこをむしろ縛るような規制を作つてほしいというのが我々の思いでございますけれども、それは規制改革提案なので、特区と若干ずれる点もあるかと思いますけれども、これは規制改革の提案説明です。

なので、特区としては、特に我々としては、全国でと思っていますけれども、取り急ぎ今やりたいのは銀座ということでございますが、全国的に、一定の安全性が確保されたものであれば、どんどんイベントをやっていくという方向では非進めていただきたいということを考えております。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

○八代委員 2月1日に規制改革会議にして、現時点で警察から回答なしというのは、規制改革会議は何かやってくれたのですか。

○藤井氏 我々が規制改革推進室のほうに出すと、推進室のほうで警察のほうに転送して答えてくださいといって、答えが返ってきたらそれをホームページに載せるというプロセスなので、今、多分警察のほうに送っていただいて、それがまだ警察から返ってきていないのではないかと。規制改革ホットラインで、かなり時間を要することも実際にありますので、そんなすぐ1カ月とかで返ってきませんので、時間がかかっているのだろうとは思います。

あと、経緯を省略したのですが、今回はかなり詳細な形で意見を出したのですが、以前にも催事の提案を出していて、そのときは我々もここまで理由を詳細に説明していなかつたので、警察からは、弾力的な運用は出来ています、だから今問題はないのですというような回答が来ております。

ただ、実際弾力的な運用といつても、この通達があつて原則許可しないというので、実際に交渉した者としても、全然暖簾に腕押しというか、全くその余地がないという形でしたので、再度意見を提出した次第です。

○八代委員 先ほどのお話だと、社会的価値が高いというのは危険であつて、それを警察が判断するとろくなことはないので、やはり安全性だけに限定したほうがいいと思うので

す。

○糸川氏 そうなのですね。警察がその価値判断を踏み込んでしているというのが少なくとも銀座でも感じ取れまして、実際5月9日にも、去年10月と築地警察に足を運んだのですけれども、納得した回答は得られませんでした。いわば何でよさこいなのかとか、価値 자체を聞いていて、その安全性については一切質問がなくて、ここでやる分には、イベントの価値とか、あんた企画担当者かいと、そういう乗りで突っ込んで聞いてきたので、警察が価値判断をするとおっしゃるとおり、ろくでもないし、実際この通達が邪魔してそういう価値判断まで呼び込んでいる構造になっているというのが正直なところですね。だから、非常にこれから観光立国について、警察が治安のために頑張っているのが逆に邪魔している。トータルで見て本当にふさわしくない通達であると私は思っております。

○原委員 相手は警視庁なのですか。警視庁は東京都ですね。警察で何か出しているのか、あるいは県警レベルの話なのか。

○藤井氏 ここで書いているのは警視庁のほうの通達で、警察庁が全国に何か出して、それを基にこういうのが出たのですかと問い合わせはしたのですけれども、そのときは、警察庁としてはそういうことはしていないというような回答だったのです。口頭ベースなのですけれども。

○原委員 今ざっと検索で見ていた限りでは、警察庁で多分コントロールしていないで、県警で勝手にやっているレベルの話みたいですね。

○糸川氏 この通達をホームページで検索したら、PDFでぱっと出てくるのですけれども、警視庁が通達の文書で交通部長名義で出しております。その「第11 歩行者天国における許可」というのが先ほどの文言でございます。

○八田座長 川崎市とか横浜市はホコ天をやっているわけでしょう。そこでどうなっているかというのは興味あるところですね。

○糸川氏 横浜市ですか。

○八代委員 だから、警視庁以外の警察。それでもしやっているのだったら、すごく強いですね。なぜ横浜市は安全で、東京は危険なのかということが言えますからね。

○糸川氏 横浜市のどのあたりでやっているのですか。駅前ですか。

○八代委員 よく分からないですけれども、警視庁以外の所管でやっているのもが一つでも見つかれば、すごく強い。

○藤井氏 こんな通達を出しているのは警視庁だけですよと。

○八代委員 警視庁だけだったら、その立証責任がありますからね。

○阿曾沼委員 よさこいそのものは、色々なところで道路を使ってやっていますよね。

○糸川氏 全国で見受けられますけれども、北海道では国道も使ったりして。

○阿曾沼委員 私は実は北海道で、チームの一員としてよさこいを踊ったことがあるんです。大通公園の道や国道を使ったと記憶しています。確か休日だったと思いますよ。

○糸川氏 休日ですね。しかも、あそこは通常の道路なので、通常の道路使用許可の形式

で普通に出していくべきが許可がもらえると思います。

○阿曾沼委員 北海道ではこの通達があるのですか。ないのですか。

○糸川氏 銀座みたいな休日ホコ天になっているという場所がない限り、こういうものはないし、通常の道路使用許可で、道路工事も含めて同じ部署で扱っていると思います。

○藤井氏 これは歩行者天国の話ですね。

○糸川氏 そうですね。あくまでピンポイントで歩行者天国についてのお話です。普通の道路については何も定義していない。

○原委員 そこがよく分からるのは、取扱要綱では通常の道路の場合の許可基準というのはどう定められているのですか。これを見るとなさそうなのですけれども、別のところであるのですか。

○藤井氏 歩行者天国以外のことこの通達には書いています。

○糸川氏 そうですね。いわゆる道路使用許可取扱要綱なので。

○藤井氏 歩行者天国は厳しいです。原則許可しないとなっているのはホコ天なので。

○糸川氏 そうです。わざわざ第11というところで取り上げて、「歩行者天国における許可」。

○八代委員 下に書いてありますね。何で歩行者天国だとダメなのかというのが。

○糸川氏 そうなのです。不思議な。

○八代委員 大体歩行者天国は別に歩行者の安全のためにやるものではないですね。そもそも歩行者天国は何のためにやっているのかを見る必要がありますね。

○原委員 少なくとも一般的な道路よりも歩行者天国をきつくするというのは全く法律上は。

○八代委員 逆ですね。

○糸川氏 そこを止めて渋滞を起こさせるものではないし、元々止まっているから、別に通行者が阻害ないように開催すれば全く問題ない。

○八田座長 警視庁だけだとすると、国家戦略特区で国の法律を変えるところとしてはやりにくいですね。

○原委員 法律ではないです。

○八田座長 地方自治体の話ということになります。

○原委員 つまり、実際には特区で区域会議なども使って推していって、運用が変わればいいという意味で、特区でやる価値はあると思います。

○八田座長 そういうことですね。

○八代委員 逆に警察庁に、なぜこんなことを許しているのかといったらおかしいのですが、東京都が非常に特殊な理由があってやっているのか分からぬけれども、全国でいいことがなぜ東京ではダメなのかというのを聞く価値は。警察に聞いてもダメですかね。

○原委員 そういうときだけ妙に地方分権的になるのです。

○八代委員 地方分権だからというわけですか。

○藤井氏 警察の方は大体そうおっしゃいますね。

○糸川氏 通常の道路使用許可なのですけれども、私どもは丸の内の行幸通り、あと、去年まで有楽町駅前、イトシア前、あそこも定義上は道路として、有楽町のほうは千代田区の道路で、警察は丸の内警察署、行幸通りも同じ丸の内警察署、そして、行幸通りの持ち主は東京都建設局なので、建設局に一言添えれば、普通に道路使用許可がもらえるという通常の手続をやっています。有楽町も同じです。

○阿曾沼委員 慣習的でないジャイアンツ優勝のパレードが可能なのは、どういうプロセス、理由で認められたのですか。

○糸川氏 多分昔からやっているからではないですか。

○八田座長 ジャイアンツの優勝パレードはホコ天でやったのですか。

○糸川氏 休日にやっているのですね。

○阿曾沼委員 先ほどホコ天でやったとおっしゃっていましたね。

○糸川氏 つまり、昔からやっている慣習的なものに関しては、慣習的な行事を除き許可をしない。

○阿曾沼委員 慣習的という判断は何なのですか。10年間で2回だったら慣習になるのですか。

○糸川氏 その定義も曖昧です。警察の価値観の判断ですね。

○阿曾沼委員 しかも、優勝というのは不定期で特定でもないですね。

○糸川氏 そうですよね。読売新聞という特定の新聞社のイベント。

○八代委員 多分歩行者天国を作る前から巨人の優勝パレードをやっていたから。どちらが先かということはないですか。

○事務局甲 警視庁にヒアリングをした者がいるので、ちょっといいですか。

○事務局乙 簡単になのですけれども、警視庁に聞いた話で、歩行者天国というのは、東京都公安委員会の了解を得て規制というのを張ってやっているらしいのですけれども、ジャイアンツのパレードをやったときは、規制というのを外して、歩行者天国というのをやめてパレードをやったと。

○阿曾沼委員 歩行者天国としなかったわけですね。

○糸川氏 解除して、普通の道路の状態にして、通常の道路使用許可として出したということですか。

○八田座長 国が外したのですか。

○事務局 警視庁です。

○糸川氏 では、この文言は一体何なのかよく分からない。

○八代委員 なぜそこまで歩行者天国にこだわるのですかね。それは聞かなかつたのですか。ここに書いてあるように、歩行者天国というのは歩行者の安全のためだという理由自体がよく分からないわけですね。

○事務局乙 そちら辺は、聞いたのですけれども、言われるように、歩行者の通行の妨げにならないように安全を図るためにイベントは認めていないと言っていました。イベント

をやると、そこに人が群がってくるので、歩行者の通行の邪魔になったりとかというのが一番懸念されるところだと言っていました。

○八代委員 だけれども、そもそも歩行者天国というのは、なぜ歩行者の安全のために作ったという理由自体がよく分からないので、歩行者の安全であれば、普通歩行者道路を通ればいいわけで、わざわざ車道から車を排除して歩行者天国を作るというのがなぜ歩行者の安全なのかというのは、その理屈自体が常識的に理解できないですね。

○事務局乙 そもそも歩行者天国を始めたきっかけは、昭和45年頃ということで、当時の警視総監の方が、高度経済成長期にあって、みんな人が会社の歯車のような感じで働いていたり、あるいは交通事故が多くなってきてるので、せめて道路だけでも開放して、歩行者のために買い物とか散歩や散策などをできるようにしたいというので始められたそうなのです。

○糸川氏 癒やしのためですか。

○事務局乙 そうです。

○原委員 まさにこういうのを認めるべきですね。

○八代委員 それ自体、一種のお祭りですね。

○糸川氏 人々の心をね。何か言っていることがよく分からない。

○八田座長 シャンゼリゼが今年初めてホコ天を始めたというのだから、これは日本の誇るべき先覚的事業なわけですね。

○糸川氏 そうですね。タイムズスクエア以上の場所だと思います。タイムズスクエアでさえ、安全という観点からいえば、この地域はテロ危険地域と、そして、人々も1分間に4,000人通っているアメ横状態のまちなのですけれども、普通にイベントがこのように警察の協力のもと出来るので、安全という観点からいえば、銀座なんて全然広いので。

○八代委員 警視庁を呼んで聞くのが一番早いです。

○八田座長 そうですね。これは本当にやりたいと思いますが、あと、中央区自身は、特区でやろうとしているとうのならば、そもそも事務的にはうちに中央区からの申請は来ているのですか。よく分からないね。

○糸川氏 そこはブラックボックスでして、お話を伺うだけでは、こちらの部署の方の名前は先方も御存じなかったみたいで、全く別のルートでやっているのですかね。だから、何をやっているのかよく分からないのです。

○八田座長 それはちょっとどういうことか分からぬけれども、これはやる価値があるのではないかと思いますので、やりましょう。

○糸川氏 中央区にお邪魔にならない程度ですけれども、でも、この文言自体がおかしいので、当然、秋葉原、新宿も望んでいるはずです。

○八代委員 中央区が別のルートでやると、それが仮に成功しても新宿とかほかのところには使えないから、極めてそれは。

○糸川氏 そうですね。だから、通達で一気に変えてしまったほうが早いのではと。

○八代委員 先ほど八田座長が言われたみたいに、これが警察庁の規制ではなくて、警視庁だと、特区は関係ないよと言われる危険性はありますね。国の規制ではないのだといって。そこを事前にクリアしておかないと無駄足になってしまう。

○原委員 そこはバリアフリーの話も、保育の話もそうだったけれども、地方の運用の話というのはやっています。

○八代委員 バリアフリーとか前例があるのですね。

○八田座長 最終的には国が解釈の明確化ということでやりましたね。

○原委員 はい。だから、今回も警察庁がやってくれれば。

○八田座長 警察庁がやってくれるということを頼むしかしようがないですね。

○八代委員 それで、都議会が何でこんなことをサボっているのだといって、新聞にどこか出ましたね。

○八田座長 バリアフリーの問題とちょっと違うのは、結局、誰をやらせて、誰をやらせないかという選別をどこかがしなくてはいけなくて、それはおそらく区がすることになるのでしょうかけれども、それはできれば、どこが調べられるかだけれども、東京以外に横浜市とかそういうところでもしこういう先例があるのならば、そこでの仕組みが分かると、非常に具合がいいですね。

○糸川氏 なお攻めやすいということですね。

○八田座長 そうですね。

ということで、どうもお忙しいところをありがとうございました。